

「特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する指針」の一部改正について（概要）

■改正の経緯

- ・大阪市は、区役所を拠点として平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家法」といいます。）」に基づき、「大阪市空家等対策計画（以下、「計画」といいます。）」を策定して空家等対策を推進しており、特定空家等の所有者等への指導については、空家法及び計画並びに「特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する指針（以下、「指針」といいます。）」に基づいています。
- ・今般、第3期計画の策定にあたり、大阪市における空家等対策の取組において、緊急安全措置にかかる所有者等の責任を明瞭化するとともに、行政処分（命令、行政代執行）による是正措置の規定を整理することとしました。
- ・また、新たな財産管理制度の活用の充実や専門家団体及び関係機関との連携の強化を図るなど新たな取組を追加することから、関係する指針の一部を改正します。

■指針の主な改正内容

- (1) 管理不全空家等及び特定空家等の是正は、所有者等の自主的な改善で行われるべきであり、緊急安全措置は所有者等の責任と負担で実施されることが基本であることを明確にする旨を追加します。
- (2) 行政処分（命令、行政代執行）の規定及び災害その他非常の場合における対応として緊急代執行による是正措置の規定を整理し、修正します。
- (3) 新たな財産管理制度を活用した取り組みの規定を整理し、改正後の民法に基づく対応の検討や空家等対策の視点を取り入れた滞納整理事務の取組を追加します。
- (4) その他、文章構成の見直しと文言整理を行います。